

第1回 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会 事項書

令和元年6月26日

14:00~17:00

JA 三重健保会館 中研修室（4階）

1 開会

2 議事

- (1) 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会長の選任について
- (2) 三重県土砂条例（仮称）のあり方について

3 その他

4 閉会

配布資料一覧

資料1 三重県環境審議会三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会委員名簿

資料2 諮問書及び諮問内容説明資料

資料3 三重県土砂条例（仮称）による規制のあり方について（素案）

資料4 他府県の土砂等に係る条例の制定状況

資料5 今後のスケジュール（案）

参考資料1 三重県環境審議会条例

三重県環境審議会 三重県土砂条例（仮称）あり方検討部会委員

氏 名	所属・役職
いしかわ ともひろ 石川 友裕	三重県弁護士会推薦弁護士
うえだ かずひさ 上田 和久	三重県森林組合連合会 代表理事会長 (三重県環境審議会委員)
くろきか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部 教授
さかい としのり 酒井 俊典	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
みやおか くにはひで 宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授 (三重県環境審議会委員)

(50音順 敬称略)

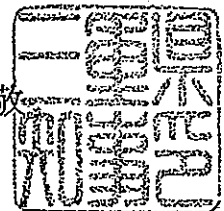
環生第17-48号

三重県環境審議会

土砂等の埋立て等の行為に係る問題に対応する条例を制定するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和元年5月21日

三重県知事 鈴木英 敬



諮 問 理 由

建設工事等に伴い発生する土砂等については、工事現場内での発生抑制や工事間利用等による有効利用が図られているほか、内陸受入地に搬出されており、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられています。

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積上げられる事案も見られています。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっています。

これらの行為に対しては、現状、災害の防止や生活環境の保全等の観点から、既存法令で一定の規制がなされていますが、適用範囲や条件が限られており、効果的な規制指導が困難な場合があります。

また、県内の他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られていますが、土砂等の埋立て等の行為に対して、県内統一的な規制制度がない状況です。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや大阪万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定する必要があり、そのあり方について貴審議会に意見を求めるものです。

三重県土砂条例（仮称）の制定について

1 背景

建設工事等に伴い発生する土砂等については、工事現場内での発生抑制や工事間利用等による有効利用が図られているほか、内陸受入地に搬出されており、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられています。

三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積上げられる事案も見られています。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっています。

これらの行為に対しては、現状、既存法令で災害の防止や生活環境の保全等の観点から一定の規制がなされていますが、適用範囲や条件が限られており、効果的な規制指導が困難な場合があります。

また、県内の他地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案も見られていますが、土砂等の埋立て等の行為に対して、県内統一的な規制制度がない状況です。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや大阪万博等の全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあることから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定します。

2 土砂等に係る実態 【別紙 1】

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）」によると土砂等の発生量及び利用量の状況は以下のとおりであり、公共工事の取組として「建設リサイクル推進計画 2014」においてリサイクルや適正処理等の有効利用が推進されています。

(1) 建設発生土の搬出及び利用等の状況

全国で発生した建設発生土のうち、約半分が発生した現場内で利用されず、場外に搬出されています。この場外に搬出されたものの 36% (5,038 万 m³) が工事間利用等(内陸部工事、海面事業等)されているものの、残りの 64% (9,042 万 m³) は内陸受入地に搬出されており、民間の一時ストックヤード等での不適切な取扱いが一部見受けられています。

平成 20 年度調査に比べると工事間利用が促進され、内陸受入地に搬出された量は減少したものの、依然として利用より搬出の方が多い状況です。

(2) 建設汚泥の搬出及び再利用等の状況

全国で発生した建設汚泥は 657 万トンになりその内、再資源化施設で処理され利用されたものは 448 万トンにもなります。

3 土砂等に係る規制等の状況

(1) 全国の状況

① 制定状況 【別紙 2】

土砂等に係る条例を制定している都道府県は 23 あり、約半数の都道府県が災害防止や土壌汚染防止、廃棄物の不法投棄防止等、様々な課題に対応することを目的とした条例を制定しています。

② 主な規制内容

土砂等の埋立て等の行為者に対して、あらかじめ許可や届出の制度を設けており、土砂等の発生場所や性状の確認、盛土の安定性を確保するための形状等の構造基準の遵守、定期的な水質検査等の報告といった規定を設けています。

(2) 県内の状況

① 条例や要綱等の制定状況 【別紙 3】

県内 15 市町では、事業者が行う開発行為等に対して指導等ができる環境保全条例や開発指導要綱等（以下「条例等」という。）が制定されています。

そのうち 2 市町（伊賀市、紀北町）では、土砂等の搬入を規制することを主目的として、あらかじめ届出を行うことを義務づける条例が制定されています。

その他の条例等でも、開発行為等に制限を課し、一定の規制がなされていますが、その内容は条例等の目的に応じて異なっており、効果的な規制指導が困難な場合があります。

② 全市町との協議 【別紙 4】

土砂等の搬入に関し、平成 31 年 1 月～3 月に県内全市町と書面にて協議を行い、課題があると回答があった 10 市町のうち 9 市町*と直接協議を行いました。課題のある事案や課題に発展しそうな事案が見受けられました。

※ 1 市町については、「現状では苦情等はなく、収束している」とのため、直接協議を実施していません。

(3) 関係法令による規制

土砂等の埋立て等の開発を規制する既存の法令はありますが、規制の適用規模や基準が異なり、また、関係法令の規制対象外の区域もあるため、県内に統一した規制制度はなく、効果的な規制指導が困難な場合があります。

<関係法令>

砂利採取法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、三重県立自然公園条例、三重県自然環境保全条例、河川法、海岸法、港湾法、採石法、都市計画法、景観法、三重県土採取規制条例、三重県砂防指定地等管理条例、三重県都市公園条例、三重県景観づくり条例、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例、土壤汚染対策法、三重県生活環境の保全に関する条例 など

4 課題

土砂等に係る市町との協議や各種団体からの要望等から総合的に検討した結果、土砂等の埋立て等の行為に関して、以下の課題を把握しました。

- ・土砂等の安全性が不明であり不安の声がある
- ・無秩序な土砂等の堆積による崩落の危険性がある
- ・土砂等の堆積による生活環境への影響が危惧される

5 スケジュール（案）

2019年5月21日	環境審議会への諮問
2019年6月～8月	環境審議会土砂条例（仮称）あり方検討部会での検討
2019年8月～9月	パブリックコメント、市町へ意見照会
2019年9月	環境審議会土砂条例（仮称）あり方検討部会での最終検討
2019年10月	環境審議会（最終案、答申）
2019年11月	県議会へ議案提出
2019年12月	条例の公布
2020年4月1日	施行

■ 建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況

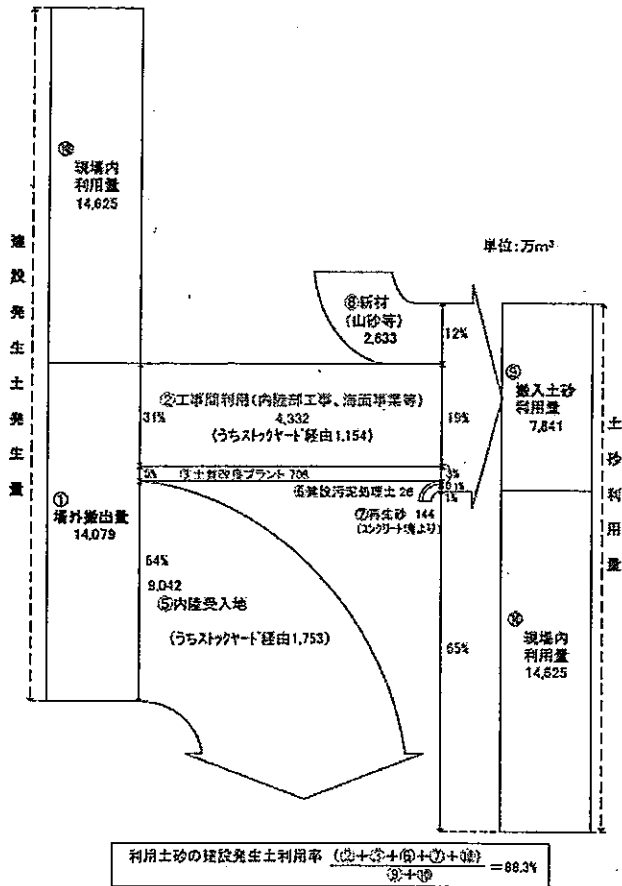


図14. 建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況

※四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

■ 建設汚泥のリサイクルフロー

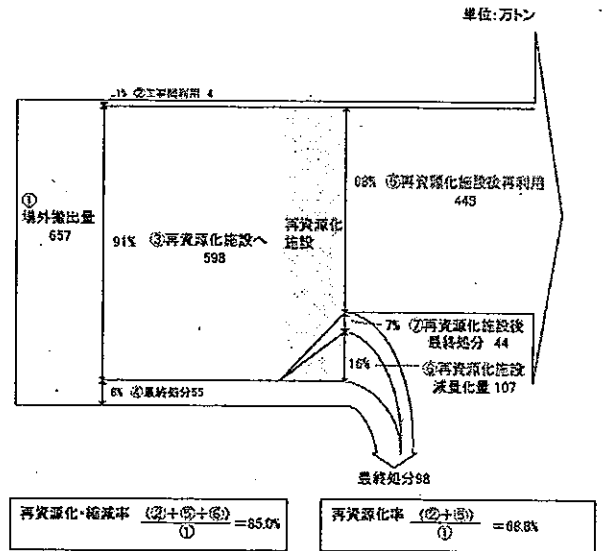


図12. 建設汚泥のリサイクルフロー

※四捨五入の関係上、合計があわない場合がある。

■ 建設発生土の搬出状況

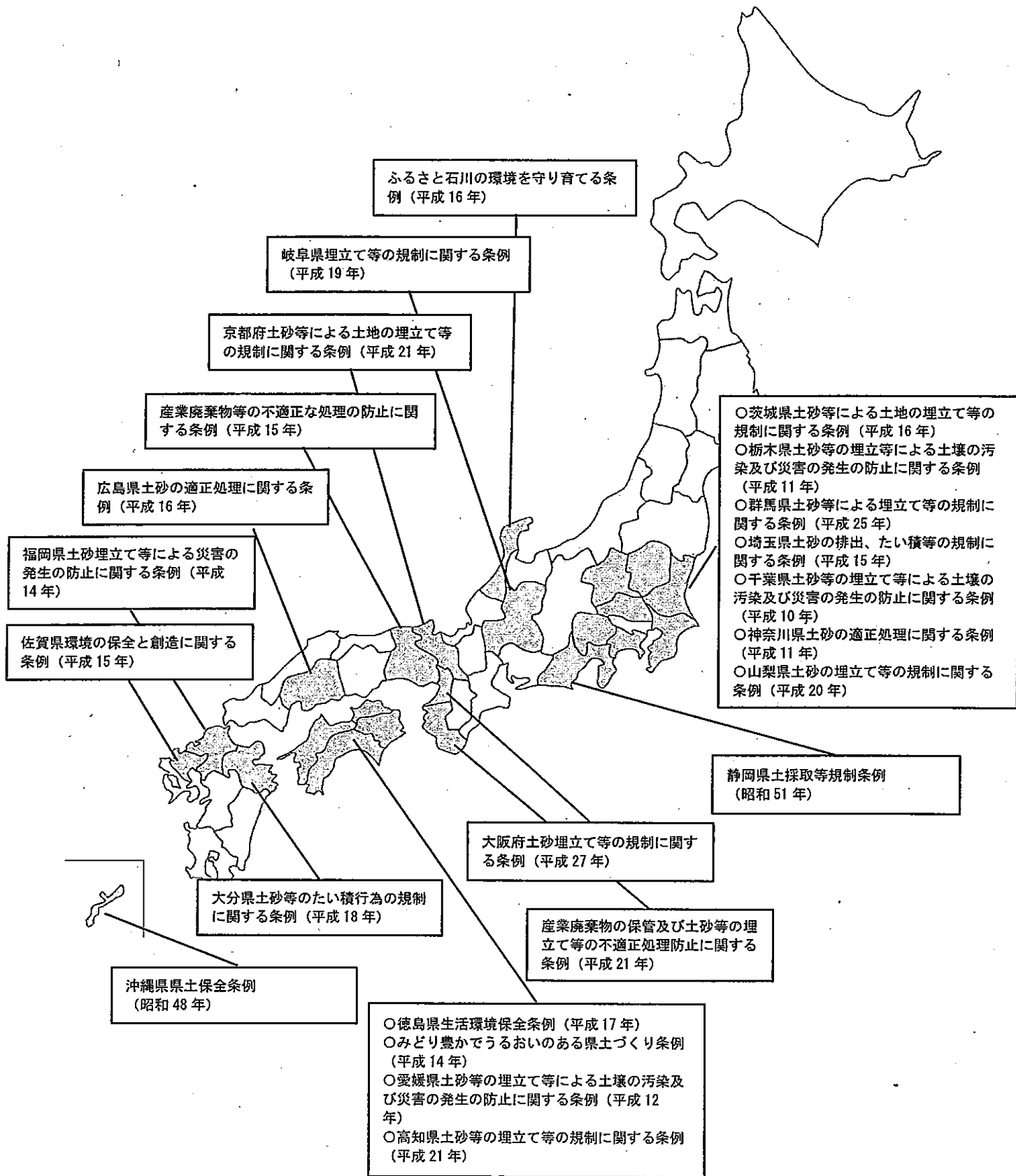
(単位: 万m³)

調査年度	搬出量	搬出先		
		工事間利用	土質改良プラント	内陸受入地
平成20年度(A)	14,063	3,425	744	9,894
平成24年度(B)	14,079	4,332	706	9,042
増減量(B) - (A)	16	907	-38	-852
増減率(B) / (A)	0.1%	26.5%	-5.1%	-8.6%

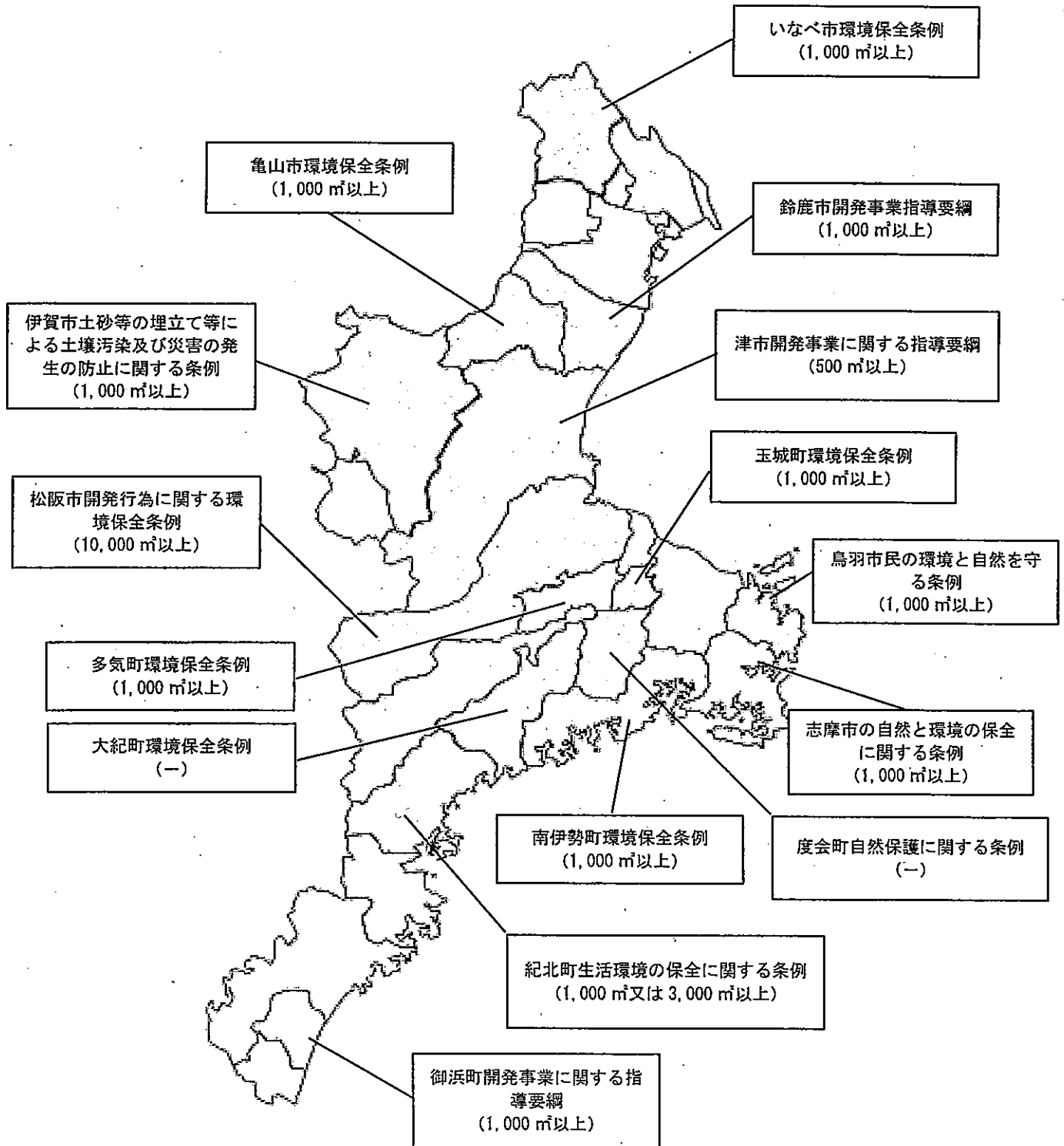
出典：平成24年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）

土砂等に係る条例を制定している府県

() 内は、施行年



県内市町における開発行為等に係る環境保全条例、開発指導要綱等



県内市町との直接協議の結果

自治体名	条例等の有無*	内容
A 町	無	港湾を通じて、山林（伐採届や林地開発許可地）に建設残土等が大量に搬入され、崩落の危険性や有害物質の混入等による生活環境への影響を不安視する声がある。
B 市	無	港湾を通じて、山林（伐採届や林地開発許可地）に建設残土等が大量に搬入され、崩落の危険性や有害物質の混入等による生活環境への影響を不安視する声がある。
C 市	無	個別法の規制がかからない地域において、廃棄物を撤去した後に建設残土等が搬入、急勾配で堆積される計画があり、崩落等の懸念がある。
D 市	無	小規模（1箇所あたり 2～3,000 m ³ 程度）ながら、個人事業者が市内の農地に転用の許可なく（無許可）建設残土等を投棄している案件がある。
E 市	有	条例施行前の事案については適用除外となっており、個別法に基づき継続して指導を行っている案件がある。施行後、条例に基づく届出はない。
F 市	有	関東方面の建設残土が港を経由して、農地造成等の名目で搬入されている。
G 市	有	県条例に基づき許可された砂防指定地内の農地の埋め立てについて、許可内容を超える高さまで盛土されたことから、是正指導が行われている。
H 市	有	個別法の規制がかからない土地への建設残土堆積について、指導のよりどころとなる根拠がなく、対応に苦慮している。
I 市	有	果樹園造成や建設資材置場の名目で関東方面の建設残土が搬入されており、土砂の安全性をはじめ、降雨時に発生する濁水の農地への流入や景観に与える影響等が懸念されている。

※直接協議時点（平成31年1月～3月）

三重県土砂条例(仮称)による規制のあり方について

主な課題と方向性(骨格案)

【課題】

- ◇土砂等の安全性が不明であり不安の声がある。
- ◇港湾を經由して搬入される大規模で無秩序な土砂等の堆積による崩落の危険性がある。
- ◇土砂等の堆積による生活環境への影響が危惧される。

【規制の目的】

- 県民の不安の払拭
- 災害の未然防止
- 生活環境の保全

三重県土砂条例(仮称)による規制のあり方

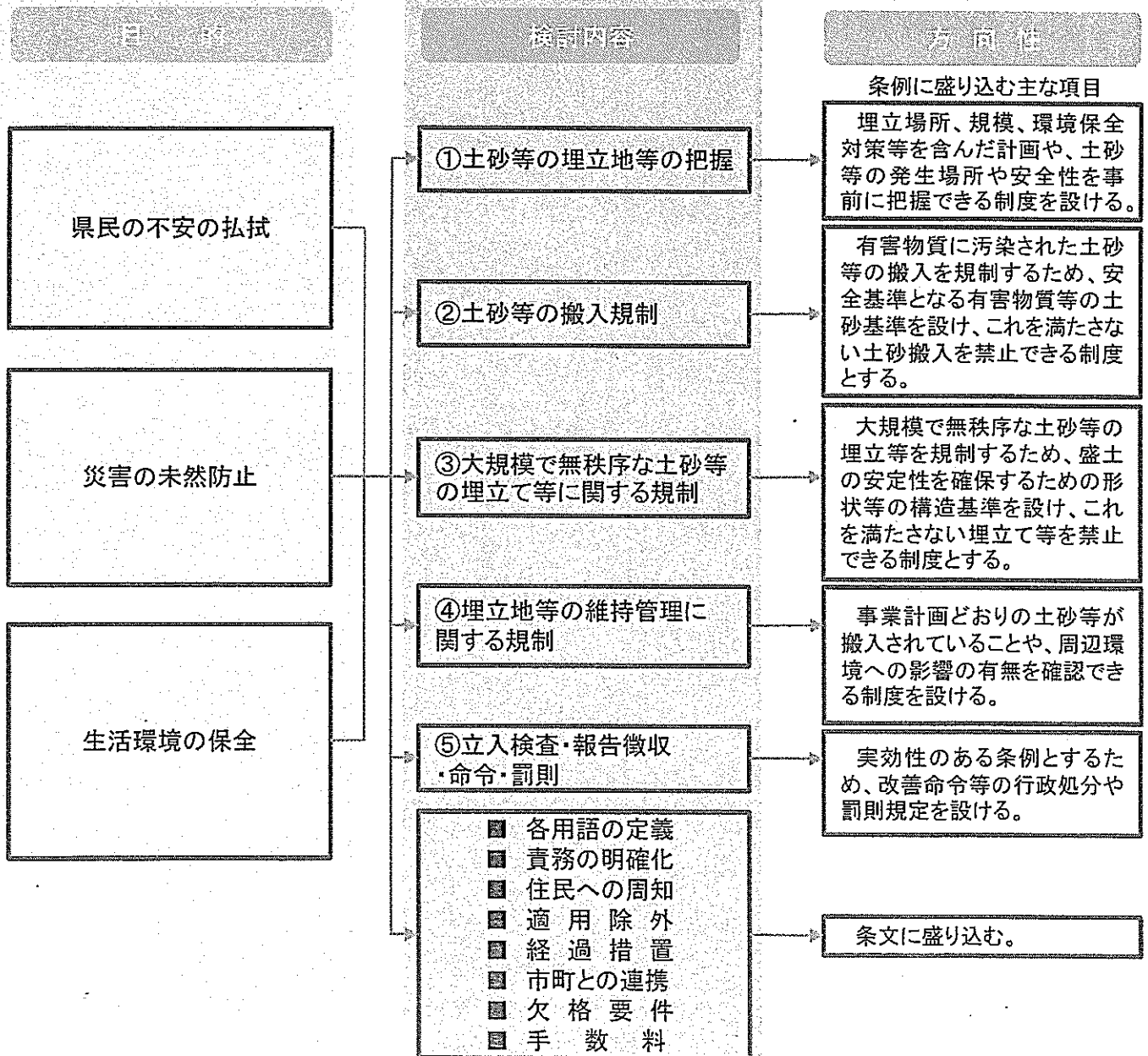


写真1 三重県内の土砂等の埋立て等の状況



港湾受入の状況（尾鷲市）



堆積状況（紀北町）



造成状況（尾鷲市）

三重県土砂条例(仮称)による規制のあり方について(素案)

課 題

検討内容

方 向 性

1 総則

(条例の目的)

◆県内一律で適用され、効果的に事業等を指導できる制度が必要

■条例の目的
・条例の目的はどのようにすべきか。

◎災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全を図ることにより、県民の安全で安心な暮らしを確保することを目的とする。

目 的

県民の不安の払拭

災害の未然防止

生活環境の保全

(用語の定義)

◆土砂条例の運用にあたっては、条例に関する用語等について、正確に認識されることが必要

■各用語の定義
・規定の対象となる「土砂等」はどのような物を対象として定義するのか。
・規定の対象となる「埋立て等」はどのような行為を対象として定義するのか。
・責務を規定するうえでの「土砂を発生させる者」とはどう定義するのか。

◎条例で使用される用語のうち、特に重要な意味を持つもの、頻繁に使用されるものについて、正確に認識されるために用語の定義を明確にする。
◎「土砂等」(改良土、再生土を含む)、「埋立て等」、「土砂等埋立て等区域」、「土砂を発生させる者」等。

(責務の明確化)

◆問題が発生した事案の適切な是正のためには、関係者の責任の所在を明確化しておくことが必要

■責務の明確化
・土砂等の埋立て等に係る責務の所在をどう取り扱うか。

◎県、土砂等の埋立作業等に係る事業者、土地所有者の責務を定め、土砂等の埋立て等の適正化を図る。

2 土砂等の埋立て等の把握

(住民への周知(公表))

◆土砂等の埋立て等に関して、事前に周辺住民が把握できる制度が必要

■住民への周知(公表)
・事業内容について周辺住民が把握する方法はどうあるべきか。
・周辺住民への周知はどのような方法が適当か。

◎事業者は事前に災害の防止及び生活環境への保全措置等を周辺住民に説明する。
◎申請等に係る事業計画等を公表する。
◎条例に違反があった場合についても、公表する。

課 題

検討内容

方向性

2 土砂等の埋立て等の把握

(埋立地等の把握)

◆現行法令等の規制対象外の箇所においても土砂等の発生元や土壌成分情報を把握できる県内一律の規制制度が必要

■土砂等の埋立地等の把握
 ・埋立地等について、どのように把握すべきか。
 ・許可制として規制すべきか。
 ・許可制とする場合、許可基準はどうあるべきか。

◎埋立て等の行為の内容を県が事前に把握できる制度とする。
 ◎一定規模以上の土砂等の埋立て等について、安全性が確保できる制度とする。
 ◎災害発生の防止、生活環境の保全を確保できる基準を設ける。

(土砂等の搬入規制)

◆汚染された土砂や不適正な処理による再生土等が埋立等に使用されることを未然に防止できるよう、県内一律の規制制度が必要

■土砂等の搬入規制
 ・埋立場所に汚染土を持ち込ませないための規制はどうあるべきか。
 ・搬入土砂の汚染の把握はどうあるべきか。また、どのような方法で把握すべきか。
 ・再生土等については、どのような方法で規制すべきか。

◎有害物質等に係る土砂基準を設け、これを満たさない土砂等の埋立て等を禁止できる制度とする。
 ◎土砂等の発生場所等を把握・審査し、監視・指導を行う。
 ◎再生土等についても、基準に適合する再生土等を用いることや生活環境保全上の措置を義務付ける制度とする。

(大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制)

◆県内で一律に適用できる、盛土等の崩落等による災害を防止するための一定の構造基準が必要

■大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制
 ・土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、大規模な土砂等の埋立て等に対して、県内一律でどのような形状及び構造上の基準を設定すべきか。
 ・一時堆積の形状及び構造上の基準をどうすべきか。
 ・県内全域に形状及び構造上の基準を設定した場合、他法令で規定されている構造基準との整合をどうはかるべきか。

◎県内一律で埋立て等の安全が確保できる構造基準を定め、これを満たさない埋立て等を禁止できる制度とする。
 ◎構造基準は、区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害のおそれがないように定める。

(埋立地等の維持管理に関する規制)

◆埋立て等の作業中や完了後に安全を確認できる制度が必要

■埋立地等の維持管理に関する規制
 ・埋立て等の作業期間中において、定期的に土砂等の搬入量、土壌、浸出水や表流水など周辺環境への影響の有無をどのように確認するか。
 ・埋立て等の完了時において、災害発生の防止措置や周辺環境への影響の有無をどのように確認するか。

◎埋立て等の作業中に土砂等の搬入量を定期的に報告するとともに、浸出水や表流水の汚染状況を定期的に測定し、県に報告する制度を設ける。
 ◎埋立て完了時等において、周辺環境への影響の有無を確認するとともに、災害防止措置等について計画どおりに施工されていることを確認する制度を設ける。

課題

検討内容

方向性

3 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

◆行為停止等の指導や命令に直ちに従わない場合や、命令の効力が及ばない運搬業者によって継続して土砂等の搬入が行われる可能性があるため、区域を指定して全面的に「何人も」土砂等の搬入を禁止できる制度が必要

■土砂等搬入禁止区域
 ・土砂等搬入禁止区域の効果をもどどのように考えるか。
 ・土砂等搬入禁止区域の設定手続き、設定期間、解除手続き等をどうするか。

◎継続して土砂等が搬入され、災害発生の恐れが増大し、人命または財産に危害が及ぶ恐れがあると考えられる場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、「何人も」土砂等の搬入ができないこととする。

4 雑則

(市町との連携)

◆市町と県の役割等を整理し、効果的な条例が必要
 ◆土砂等の埋立て等にあたっては、地域の意向や状況の把握が必要

■市町との連携
 ・市町が条例を制定する際の調整をどう行うか。
 ・市町との連携をどう行うか。

◎市町が条例を制定する際に、県条例の規制内容と調整を行うなど、連携する。
 ◎県が申請等を受理した際等、市町長の意見を聴く。

(経過措置)

◆現在行われている埋め立て等の行為の内、現在は合法であるが、条例の基準からは外れており、条例制定後、何らかの指導や規制が必要

■経過措置
 ・条例制定前から継続して行為を実施している場合は、条例施行後にどのように適用するべきか。

◎条例で定める各種基準へ適合するための移行期間等の経過措置を設ける。

5 罰則

(立入検査、報告徴収、命令、罰則)

◆県内全域に一定の強制力のある改善措置等が行える制度が必要

■立入検査・報告徴収・命令・罰則
 ・規制内容の実効性を担保するため、どのような方法が適切か。
 ・規制内容の実効性を担保するため、刑罰の対象となる行為の範囲はどのようにするのが適切か。

◎県内全域に一定の強制力のある改善措置等が行える制度とする。
 ◎罰則を適用できる制度とする。

課 題

検討内容

方向性

6 その他

(適用除外)

◆土砂等の埋立て等の中には、条例で定める規制等を適用することが不要

■適用除外
 ・条例で定める規制等の適用が不要と判断する基準は、どのようなものか。
 ・それらの判断基準に適合するものには、どのようなものがあるか。

◎除外されるべきものの判断基準、考え方
 ①被害の影響や程度が小さいもの
 ②他区域からの土砂等の移入が無いもの
 ③適正な執行、管理体制が確保されているもの
 ④災害防止対策、生活環境の保全の両方が確保されているもの
 ⑤許可権者、または管理者によって適切な指導監督がなされるもの
 ⑥災害復旧などの応急措置
 ⑦その他：災害発生や生活環境へ影響の恐れが少ないもの
 [形状や構造上の適用除外]
 ⑧他法令許認可で形状や構造が条例の基準を満たしているもの

(許可申請者の欠格要件)

◆土砂等の埋立て等を行うとする者が、適正に、かつ、継続的に埋立て等の行為を行える者かどうかの判断が必要

■許可申請者の欠格要件
 ・不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者等とはどのような者か、また、その確認方法はどうかあるべきか。

◎暴力団関係者等の排除
 ◎関係法令等に違反した者や継続的に事業を行える相応の資金等を有しない者等は適正な事業を実施しえない者として規定する。

他府県の土砂等に係る条例の制定状況

区 分	他府県の状況
条例の目的	<p><災害防止、生活環境保全> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県 （計：15 府県）</p> <p><災害防止> 山梨県、福岡県、沖縄県 （計：3 県）</p> <p><土地の秩序ある利用、災害防止> 神奈川県、広島県 （計：2 県）</p> <p><生活環境保全> 香川県 （計：1 県）</p>
用語の定義	<p><土砂等に混入又は付着物を含める条例> 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県 （計：15 府県）</p> <p><土砂等に再生土が含まれる条例（逐条等を含む）> 茨城県、千葉県、神奈川県、岐阜県、京都府、大阪府 （計：6 府県）</p> <p><土砂を発生させる者を定義した条例> 埼玉県、神奈川県、大阪府、広島県 （計：4 府県）</p>
責務の明確化	<p><県の責務> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、沖縄県 （計：18 府県）</p> <p><土砂等を埋立てる者の責務> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、沖縄県 （計：19 府県）</p> <p><土砂等を発生させる者の責務> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、香川県 （計：12 府県）</p> <p><土地所有者の責務> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、高知県、福岡県、大分県 （計：16 府県） （土地所有者を措置命令の対象としている県：神奈川県、大阪府、徳島県、愛媛県、高知県）</p> <p><土砂等の運搬者の責務> 主な責務：土壌の汚染状況の確認 栃木県、千葉県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県 （計：7 県）</p> <p><県民の責務> 主な責務：施策への協力 京都府、兵庫県、和歌山県、香川県、沖縄県 （計：5 府県）</p>

他府県の土砂等に係る条例の制定状況

区 分	他府県の状況
住民への周知（公表）	<p>① 説明会等の実施</p> <p><義務規定> 神奈川県、京都府、大阪府（計：3府県）</p> <p><努力規定> 茨城県、栃木県、埼玉県、和歌山県、広島県（計：5県）</p> <p>② 関係書類の閲覧</p> <p><事業者が公表> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、岐阜県、京都府、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県（計：14府県）</p> <p><自治体が公表> 和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県（計：4県）</p> <p>③ 違反者等の公表 栃木県、群馬県、神奈川県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、徳島県（計：9府県）</p>
埋立地等の把握	<p><許可制> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、沖縄県（計：19府県）</p> <p><届出制> 静岡県（計：1県）</p> <p><その他> 香川県（事前協議）（計：1県）</p>
土砂等の搬入規制	<p><汚染土の埋立て禁止></p> <p>① 許可を受けた土地について、汚染土の埋立てを禁止する府県 茨城県、大阪府（計：2府県）</p> <p>② 許可を受けた土地に関係なく汚染土の埋立てを禁止する府県 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、岐阜県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県（計：12府県）</p>
大規模で無秩序な土砂等の埋立て等に関する規制	<p><一時堆積に係る基準> 茨城県、栃木県、千葉県、山梨県、岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県（計：13府県）</p> <p><構造及び形状の基準の適用除外> 栃木県、千葉県、岐阜県、大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県（計：11府県）</p>
埋立地等の維持管理に関する規制	<p><水質調査及び報告> 栃木県、群馬県、千葉県、大阪府、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県（計：10府県）</p> <p><土壌調査及び報告> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、岐阜県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県（計：12府県）</p> <p><搬入土量の報告> 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、京都府、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県（計：16府県）</p>

他府県の土砂等に係る条例の制定状況

区 分	他府県の状況
土砂等搬入禁止区域	<p><土砂等搬入禁止区域を規定している> 埼玉県、神奈川県、大阪府、広島県、福岡県 （計：5府県）</p>
市町との連携	<p><市町が策定する条例や施策の内容が、本条例の趣旨に則していると認められる場合には、当該市町の一部もしくは全域の適用除外を可能としている。> 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、高知県、福岡県、大分県 （計：13府県）</p> <p><許可申請の受理又は許可の際、市町長（府県警本部長）の意見聴取を規定している。> 栃木県、千葉県、山梨県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 （計：10府県）</p>
経過措置	<p><既に着手している箇所が引き続き許可を受けず作業できる期間を設けている府県> 継続可能期間 1か月：茨城県、高知県 （計：2県） 2か月：愛媛県、大分県 （計：2県） 3か月：埼玉県、神奈川県、山梨県、京都府、兵庫県、広島県、福岡県 （計：7府県） 6か月：栃木県、千葉県、岐阜県、大阪府、和歌山県、徳島県 （計：6府県）</p> <p><他法令で許可を受けているものが、引き続き許可を受けず作業できる期間を設けている府県> 継続可能期間 3年：大阪府 （計：1府） 除外：神奈川県 （計：1県）</p>
立入検査、報告徴収、命令、罰則	<p><2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を上限> 茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 （計：9府県）</p> <p><1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を上限> 栃木県、千葉県、岐阜県、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県 （計：9県）</p> <p><6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金を上限> 香川県、沖縄県 （計：2県）</p> <p><20万円以下の罰金を上限> 静岡県 （計：1県）</p>

他府県の土砂等に係る条例の制定状況

区 分	他府県の状況
適用除外	<p><面積の規模要件></p> <p>①面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000m²以上：茨城県（計：1県） ・3,000m²以上（超）：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、沖縄県（計：15府県） ・2,000m²以上：広島県、神奈川県（計：2県） ・1,000m²以上：兵庫県（計：1県） <p>②高さ 1m以下（未満）を除外：神奈川県、山梨県、兵庫県、広島県、福岡県（計：5県）</p> <p><国、地方公共団体等を適用除外としている条例></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、沖縄県（計：17府県）</p> <p><事業区域内土砂利用を適用除外にしている条例></p> <p>茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、京都府、大阪府、広島県、福岡県（計：9府県）</p> <p><業での一時堆積を適用除外にしている条例></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県（計：17府県）</p> <p><法令等の許可等を適用除外にしている条例></p> <p>茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、京都府、大阪府、広島県、香川県、福岡県（計：11府県）</p> <p><災害時の応急措置を適用除外にしている条例></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、沖縄県（計：19府県）</p>
許可申請者の欠格要件	<p><成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者></p> <p>茨城県、栃木県、千葉県、山梨県、広島県（計：5県）</p> <p><禁固刑以上></p> <p>茨城県、栃木県、千葉県、広島県（計：4県）</p> <p><環境法令等罰金刑以上></p> <p>茨城県（計：1県）</p> <p><条例違反(行政処分を含む。)></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、高知県、福岡県、大分県（計：14府県）</p> <p><不適正又は不誠実なおそれ></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、岐阜県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県（計：13府県）</p> <p><暴力団関係></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、京都府、大阪府、広島県、福岡県（計：9府県）</p> <p><経理的基礎></p> <p>群馬県、埼玉県、神奈川県、大阪府、和歌山県（計：5府県）</p>

今後のスケジュール(案)

令和元年6月	第1回三重県環境審議会三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会 ○三重県土砂条例(仮称)のあり方検討
令和元年7月	第2回三重県環境審議会三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会 ○中間案のとりまとめ
令和元年8月	三重県環境審議会 ○中間案の説明
令和元年8月～9月	中間案のパブリックコメント 市町への意見照会 関係団体への説明
令和元年9月	第3回三重県環境審議会三重県土砂条例(仮称)あり方検討部会 ○最終案のとりまとめ
令和元年10月	三重県環境審議会 ○最終案報告 ○答申
令和元年11月	県議会への議案提出
令和元年12月	条例の公布
令和2年4月	条例の施行

※網掛け部は、事務局にて実施

○三重県環境審議会条例（平成6年7月1日三重県条例第33号）

三重県環境審議会条例

平成六年七月一日
三重県条例第三十三号

改正 平成 七年 三月一五日三重県条例第六号 平成一〇年 一月二三日三重県条例第一号
平成一二年 三月二四日三重県条例第三九号 平成一六年 三月二三日三重県条例第五号
平成二四年 三月二七日三重県条例第六号

三重県環境審議会条例をここに公布する。

三重県環境審議会条例

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

全部改正〔平成一二年条例三九号〕

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者の中から、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者の中からあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正〔平成七年条例六号・一〇年一号・一六年五号・二四年六号〕

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(三重県公害対策審議会条例の廃止)

2 三重県公害対策審議会条例(昭和四十六年三重県条例第四十号)は、廃止する。

(三重県公害防止条例の一部改正)

3 三重県公害防止条例(昭和四十六年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「三重県公害対策審議会」を「三重県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則(平成七年三月十五日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十年一月二十三日三重県条例第一号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日三重県条例第三十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十三日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。